資料４

地域づくり基金の使途について

１　既定のルール

(1)　地域自治区内における市民の意思を反映した特色のある地域づくりの財源とする（条例）

(2)　基金の充当対象事業は地域協議会の意見を聴いて決定する（協議書）

(3)　財政上必要があるときは、地域づくり事業に係る財源とするために基金処分ができる（条例）
⇒特例債償還までの間に行う繰替運用の繰り戻し財源として特例債償還後に処分（指針）

２　地域づくり基金の使途

地域づくり基金は、「地域協働推進事業」及び「経過措置事業」をその内容とする「地域自治区振興事業」に充当する。

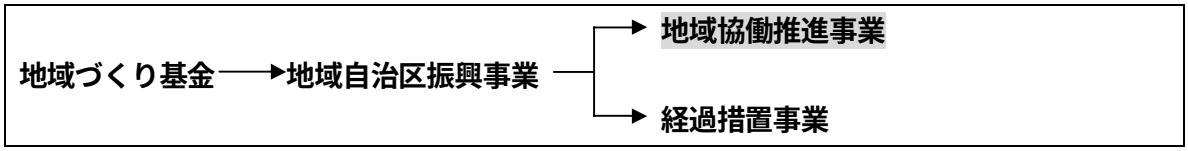

３　地域自治区振興事業の原則

(1)　支所は、地域自治区における特色のある地域づくりを図るため、地域協議会の意見を聞いた上で、本庁に対して地域自治区振興事業（以下「振興事業」という。）を提案できる。

(2)　振興事業は通常の部配分予算とは別枠とし、それぞれの事業は、４以下の基準に沿って検討する。

(3)　振興事業の総合調整は、本庁は企画調整課、支所は地域振興課が当たるが、予算提案・提案の検討・予算付けは当該事業内容に応じた担当課が行う。なお、予算・決算資料では、振興事業の総体的な状況が明確になるよう配慮する。

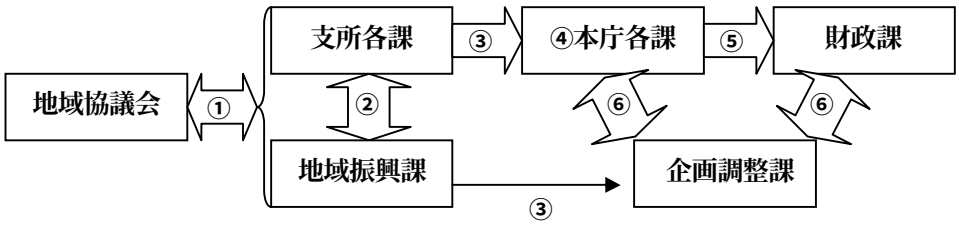

①　支所各課は地域協議会の提案を受け、又は地域協議会の意見を聴いて振興事業を検討する

②　地域振興課は支所各課と協議し、当該事業が提案・検討基準に適合するかどうかを検討する

③　支所各課は本庁各課に振興事業の提案を行うとともに、支所地域振興課は企画調整課に事業一覧表を送付する

④　本庁各課は次のような検討を行う

・当該分野における市全体の政策との整合性

・予算積算内容の妥当性

・提案検討基準との妥当性　など

⑤ 本庁各課から財政課に予算要求を行う

⑥ 企画調整課は市全体の政策との整合性などの観点から、本庁各課・企画財政課等と必要な調整を行う

注１） いずれの所管にも属さない事業は企画調整課が要求するが、複数部課にわたる事業の要求課は当該関係部局の協議で定める

注２） 補助事業に係る交付細目の決定に際しても、上記に準じた手順で協議を行う

注３） 支所からの提案内容を大幅に修正するとき（通常事業を振興事業に振り替えるときも含む）は、地域協議会への説明や意見の再聴取など適切な措置を講じること

4 地域協働推進事業

(1) 次のいずれかの枠組みによる事業であること

(ｱ)地域自治区内の住民、団体、事業者等（以下「住民等」）が一定の成果を達成するために行う自主的活動に対する補助事業

(ｲ) 支所と住民等が協働して一定の成果を達成するため、明文化された役割分担に基づき市が行う直営事業

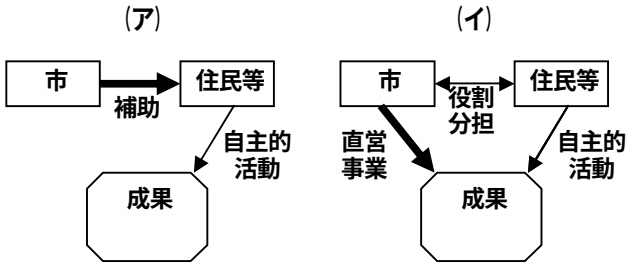

(2) 達成を図る成果は、地域自治区の特徴的な政策課題に対応したものであること

(3) 成果の目標が明確であり、当該成果目標を達成する上で枠組み全体の事業内容が妥当なこと

(4) 「自助・共助・公助」の補完性の原則に照らして市が補助金を交付する妥当性、又は当該事業を直営で行う妥当性があること

(5) 事業実施後に地域協議会の意見を聴いた上で成果の検討を行うこと。なお、事業の継続期間は最長 3 年とし、この期間を超えて実施するときは、3 年ごとに過去の成果を総括し、再度継続する妥当性が認められること

(6) 補助事業については、「地域自治区振興補助金要綱（別紙）」に準拠したものであること

(7) 施設整備が伴う場合は、その建設に要する費用（起債償還費も含む市の実負担額）を地域づくり基金から充当するとともに、施設完成後の維持管理費を住民等が負担する枠組みとすること

(8) 本事業の内容については、その合理性があれば、必ずしも市内他地域との一律的な均衡が求められるものではないこと。

5 経過措置事業

経過措置事業は、村の歩みの記録保存など、旧村が合併前に行うことが相当な事業であって、何らかの事情により未実施となっているものを対象とする。